

非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直しに係る 事前評価書

1. 政策の名称

非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し

2. 担当部局

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長 飯田 圭哉

電話番号：03-3501-2800 e-mail：anpo@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成22年4月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

通常兵器の過度な移転や蓄積による地域の不安定化を防止する観点から、通常兵器の開発等に関連する貨物については、国際輸出管理レジーム（ワッセナー・アレンジメント）において各国が協調して輸出管理の対象とすべき品目の範囲を議論し、品目リストを合意している。一方で、個別に指定がされていない品目についても、通常兵器の開発等に用いられる一定の危険性はあることから、国際輸出管理レジームにおいて、輸出される貨物が実際に通常兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には、補完的に輸出管理を行うことが合意されている。この補完的輸出規制においては、国連安保理決議によってその地域に対する武器の輸出が禁止された国（いわゆる国連武器禁輸国）を主とすることで合意されている。

我が国においても、個別に指定されていない品目の輸出について、通常兵器に用いられるおそれがある場合には、外為法に基づく許可制を実施しており、この際、国連武器禁輸国については、その他の地域に比べ規制の発動要件を厳格なものとしている。

2009年12月、エリトリアに対する武器禁輸等を内容とする国連安保理決議第1907号が採択されたことを踏まえ、エリトリアを仕向地とする輸出規制を厳格に行うための法令の改正を行う。

(2) 規制の内容

国連武器禁輸国として指定されたエリトリアを仕向地とする輸出を厳格に行うため、所要の国内法令（輸出貿易管理令）の改正を行う。具体的には、以下のような法令改正を行う。

○輸出貿易管理令別表第3の2にエリトリアを追加する。

(3) 規制の必要性

今次改正は、国連安保理決議を踏まえて行うものであり、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防ぐために実施する必要がある。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

国連武器禁輸国については、輸出貿易管理令別表第3の2に掲げられており、同別表にエリトリアを追加する。

○輸出貿易管理令 別表第3の2

(5) 影響を受け得る関係者

以下の3者が、本改正によって影響を受けると想定される。

- エリトリアを仕向地として輸出をしようとする者（民間企業、研究機関等。以下「企業等」という。）
- 国民（消費者）・社会
- 行政機関（輸出規制の審査・検査業務等を行う部局等）

5. 想定される代替案

今回の措置は、規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。そのため、代替案は検討しない。

6. 規制の費用

本改正案の実施によって、関係者にどのような影響（費用、便益）が及ぶかについて、表1のようにまとめる。各主体に対しては、具体的には、以下に述べる費用が発生すると想定される。

表 1 改正案の実施による関係者への影響

	費用	便益
エリトリアに対する輸出をしようとする者 (民間企業、研究機関等)	<p><規制遵守費用></p> <ul style="list-style-type: none"> ●事前に許可を得るための作業コスト (通常兵器の開発等に用いられるおそれの有無の確認作業。当該おそれがある場合には、許可申請手続き、書類作成等の作業) ●外貨獲得の機会の減少、企業の販売戦略への影響 	なし
国民(消費者)・社会	なし	<p>○国際協調した輸出管理の実現で、より強固な安全保障を享受することができ、国際平和・正常な国際貿易の維持に資する。</p>
行政機関 (輸出規制にかかる審査・検査業務等を行う部局等)	<p><行政業務の変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ●審査・検査等事務業務の追加発生 	<p>○国際的な安全保障体制の実現。 ○国際協調した輸出管理を誠実に実現することにより、国際的な信頼の獲得。</p>

(1) エリトリアを仕向地として輸出をしようとする企業等

企業等がエリトリアを仕向地として輸出をしようとする場合、以下に示すような規制遵守にかかる費用が生じる。

① 許可申請手続きに係る作業コスト

通常兵器の開発等に用いられるおそれの確認作業が発生し、当該おそれがある場合には、許可申請のための書類作成等の作業が発生する。

※ 許可申請手続きにどの程度のコストがかかるかは、国内のいくつかの企業が当該手続きを行う必要が生じるかに依存するため、定量的な推計は困難。

② 企業等の販売戦略等への影響

上記コストの発生に加え、輸出が許可されない事案が想定されることから、外貨獲得の機会の減少や企業の販売戦略自体への影響が生じうるといえる。

※ エリトリアを仕向地とする輸出をしようとする企業等又は輸出する可能性のある企業等が、許可申請手続きに係る作業コスト等を理由に、輸出を控えるなど、企業の販売戦略に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 国民(消費者)・社会

今回の改正では、国民(消費者)・社会に対しては、特に費用は発生しない。

(3) 行政機関

① 審査・検査等事務業務の発生

7. 規制の便益

規制の費用の分析と同様に、便益については以下のとおりとなる。

(1) エリトリアを仕向地して輸出する企業等

今回の規制により、エリトリアを仕向地とする輸出をしようとする企業等にとって、便益はないと考えられる。

(2) 国民（消費者）・社会

国際協調的な輸出管理を誠実に履行することによって、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な信頼を獲得するとともに、正常な貿易活動に貢献すると考える。

(3) 行政機関

国際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼を獲得し、また、正常な貿易活動の促進に資する。

8. 政策評価の結果

以上の規制にかかる費用・便益の分析が示すとおり、改正案を導入した場合、国際的な合意である輸出管理を過不足なく誠実に実施していることにより、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼が得られる。また、規制の枠組みとしては既に存在しているため、企業、行政機関等に係るコストは少ない。そのため、我が国企業等の正常な貿易活動の促進に資するものでもあるといえ、我が国にとって安全保障上及び経済上の効果が見込まれるため、本改正案を導入することは妥当であるといえる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

通常兵器に係る補完的な輸出規制の枠組みについては、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキンググループにおいて、欧米での制度導入状況を注視しながら慎重に制度のあり方を検討したものであり、国連武器禁輸国に対して厳格な輸出管理を行うことは賛成されているところ。

また、制度改正後は、新しい規制への移行の周知や徹底のため、業界説明会などを予定している。

10. レビューを行う時期又は条件

定期的な見直しは予定していないが、我が国を及び国際的な安全保障環境の変化等を踏まえ、必要に応じてレビューを行っていく予定である。

ライターの消費生活用製品安全法における特定製品 及び特別特定製品への追加に係る事前評価書

1. 政策の名称

ライターの消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品への追加に係る規制

2. 担当部局

経済産業省商務流通グループ製品安全課長 三木 健

電話番号：03-3501-4707 e-mail：pubcome-productsafety@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成22年7月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

輸入品も含めた我が国のライタース流通の実態、子供の火遊び等によるライターに関する火災・事故の発生状況、海外における先進的な規制の状況等を踏まえ、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定し、必要な技術基準を要求することにより、関連する事故を未然に防止する。

(2) 規制の内容

ライターの流通や事故の状況等を踏まえ、シガレットライター及び点火棒のうち、流通量の大部分を占める以下のものを規制対象製品（特定製品、特別特定製品）に加える。

○ディスプレイザブル（使い捨て式）

○注入式のうち、ディスプレイザブルと同様の構造であるもの

また、規制対象製品に対し、消費生活用製品安全法により適合義務が課せられる技術基準は、①ライターの基本規格¹として欧米で採用されている国際規格のISO 9994（シガレットライター）及びISO 22702（実用ライター）と整合的であること、及び②子供に対するライター使用の安全対策について、幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）を施した構造であること、とする。

(3) 規制の必要性²

ライターによる火災等の事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構

¹ ライターの炎の長さの制限、ライターの残火防止など、ライターの基本的な安全規格を定めたもの。

² NITE集計結果は、「ライターによる事故の防止について（注意喚起）」（平成22年4月13日付け）参照。

(NITE)の集計によれば、平成16年度から平成20年度の5年間で、残火、意図しない着火等132件の製品事故が報告されている。

また、火遊びによる建物火災件数は減少しているものの、出火原因に占めるライターの割合は、増加傾向であり(表1参照)、同時に子供の起こす発火事故の出火原因に占めるライターの割合も増加傾向である(表2参照)。

表1 火遊びによる建物火災件数の推移と出火原因

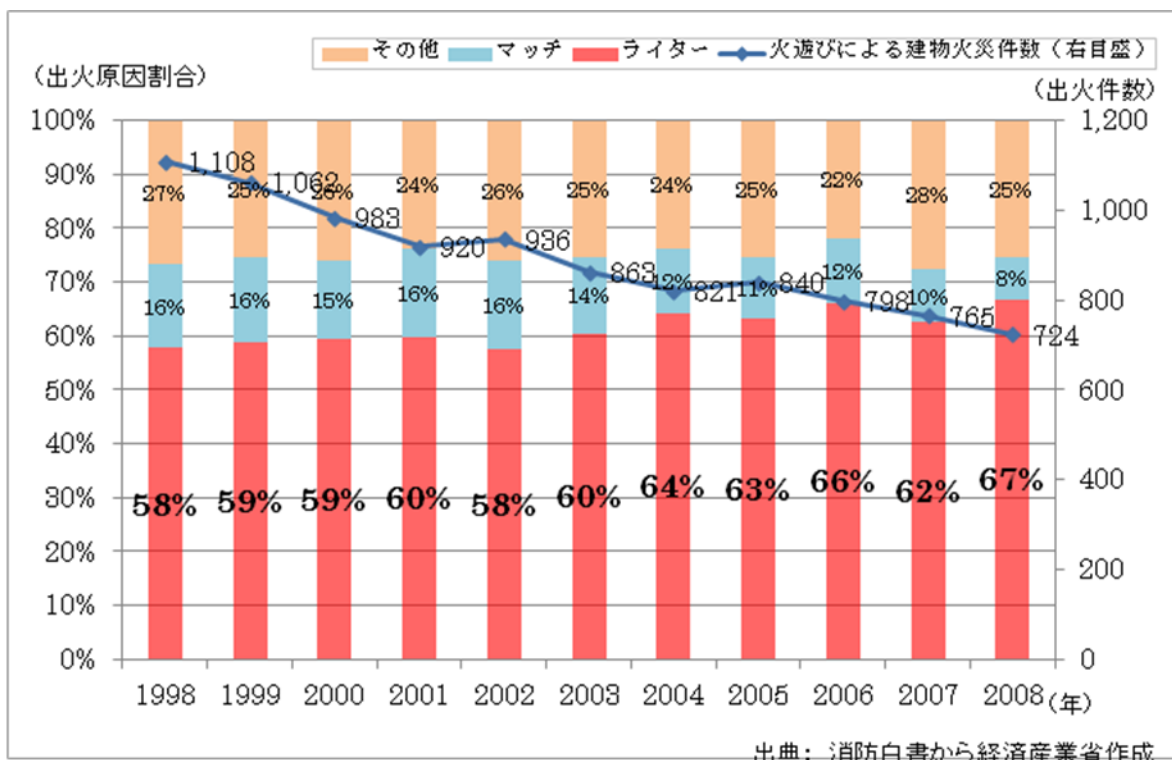
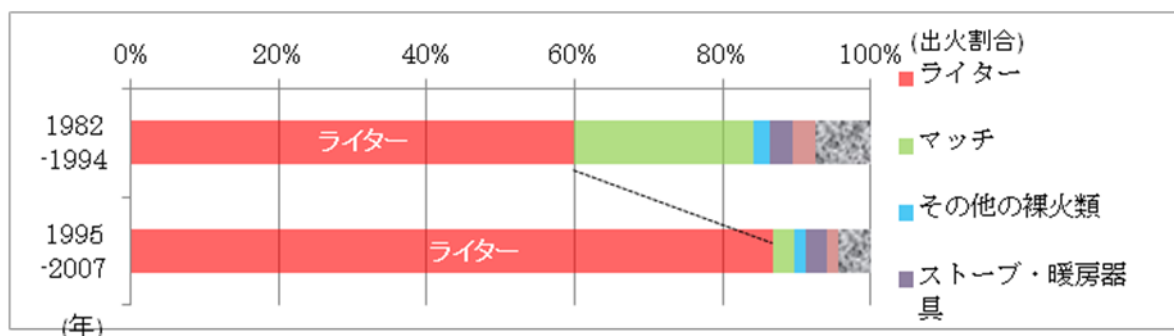


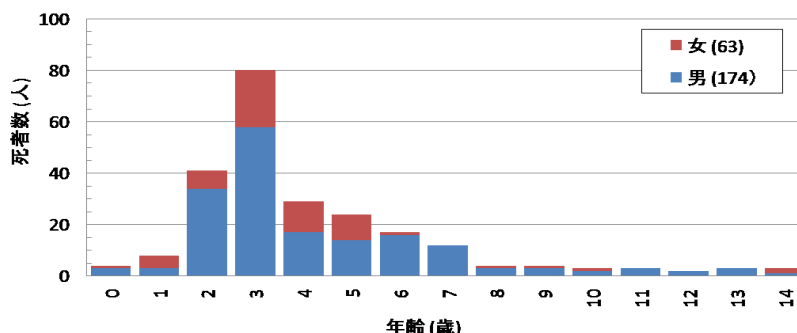
表2 0～4歳児が火遊びをして死亡した住宅火災の発火源



東京都によれば、東京消防庁管内において、平成11年から20年の10年間に、12歳以下の子供のライターを使用した火遊びによる火災が500件余り起きている。子供のライター使用による火災事故の場合、幼い子供が逃げ遅れて死亡するケースが多く(表3参照)、ライターによる火遊び火災の発生状況のうち、5歳未満の子供の使用による場合、死傷者の発生率が非常に高くなる傾向がある(表4参

照)。

表3 火遊びによる住宅火災による死者のうち、出火者の年齢・性別分布



出典：鈴木恵子 他「日本建築学会大会学術講演梗概集（2009年）」

表4 ライターによる火遊びの死傷者等発生率

	件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死傷者発生率
5歳未満	98	3	75	80%
5～12歳	413	4	133	33%
合計	511	7	208	42%

出典：東京都商品等安全対策協議会報告書（2009年）

さらに、欧米では、ライターへチャイルドレジスタンス（子供が簡単に使えない）機能に関する安全規制をすでに実施している。我が国においては、ライターの安全対策に関する民間の安全基準はあるものの、チャイルドレジスタンス機能は含まれておらず、また、法的規制もない状況である。

このような状況の中で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特に、子供に対するライターの安全性確保のためには、統一的な安全基準を定め、当該基準の遵守を図る法的規制により安全性を確保すべきものと考えられる。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名 称] 消費生活用製品安全法施行令

[関連条項]

- ① 政令に規定する特定製品及び特別特定製品に、「ライター」を追加（政令別表第一及び別表第二）

5. 想定される代替案

子供に対するライターの安全対策として、法的規制により技術基準の遵守を要求し、関連する事故を未然に防止する改正案に対して、下記のような代替案が想定される。

- 代替案：事業者・業界による自主的な取組を拡大（子供に対する安全対策の統一基準の作成）し、同時に消費者への注意喚起に係る広報を強化（業界として広報予算の増加）し安全対策を促す案。

（i）業界の自主的な取組の拡大

現状でも取り組まれている業界の自主的な対応について、更なる進展・徹底を期待する。すなわち、現状の安全基準に加え、子供に対する安全対策についても業界として定める。

製品の安全基準への適合については、現状のとおり、自主的に検査機関の検査を受け、業界が定めたマークを付して、業界の自主的な取組で安全性の確保を図る（法令による強制力は持たない）。

（ii）業界の広報強化

現在、市場に出回るライターの約5割³について、業界団体会員が輸入・製造しているものであるが、これらのライターに注意喚起の表示をすると共に、現状よりも強く訴える広報活動（チラシ、ポスター等）を強化拡大する（例えば、業界として広報予算の増加）ことによって、消費者側に安全な使用を促す。

6. 規制の費用

改正案及び代替案について、各選択肢の比較を行うため、実施において必要になる費用を試算する。

（1）【改正案】製造・輸入事業者に対し、ライターの基本規格と幼児対策を義務化する場合

① 製造・輸入事業者の負担

・法令遵守費用

事業者の義務履行費用としては、開発費（製品の設計変更等）、検査費等でおよそ10億円⁴の費用が必要とされ、今後、3年間⁵でその経費回収を図る

³社団法人日本喫煙具協会からの聴取による。

⁴社団法人日本喫煙具協会からの聴取による。（自社チェックの検査機器取得費用250万+委託検査による費用15万円）×（業界団体加盟50社で180形式）×2（業界団体のカバレッジが50%であることを考慮）＝約10億円

⁵社団法人日本喫煙具協会からの聴取及び第3者期間による検定が3年に1度必要なため3年と仮定。

とすると、業界全体の年間費用として、約3.3億円／年と推定される。

なお、ライターの基本規格への対応についての遵守費用についても、この費用の中に含まれている⁶。

② 行政の負担

- ・ 改正案では、国（経済産業省及び各地方経済産業局）は、法に基づく事業者からの届出受入事務が新たに必要となる。しかしながら、担当課室で扱っている消費生活用製品安全法及び電気用品安全法等の法令による届出等の件数は約5,400件であること、今後予定される届出件数は製造・輸入事業者で50社程度⁷であること、また、規制が施行された初年度が大半を占め、翌年以降数社程度と予想されることから、現在の行政組織による対応で十分可能であると考えられるため、かかる行政費用は計上しない。
- ・ 一方、地方（都道府県）においては、販売事業者がPSCマークの付していない特定製品を販売していないか販売事業者へ立入検査を行っている。立入検査の際には、他の特定製品も同時に行っていることが多く、年間の立入検査数としては、今回、新たにライターを特定製品（特別特定製品）への追加を行っても、これまでのほぼ同数の検査件数（年間約3,000件）程度と想定されるため、この行政経費についても計上しない。

③ 消費者の負担

規制による直接的な負担は発生しないが、間接的な影響として、製造・輸入事業者が行う開発費（製品の設計変更等）及び検査費等に係る費用が、将来的に、製品価格として転嫁される可能性がある。

④ 負担総額

以上、関係者への負担；約3.3億円／年

(2) 【代替案】

●代替案：

(i) 業界の自主的な取組の拡大

現状でも取り組まれている業界の自主的な対応について、更なる進展・徹底を期待する。すなわち、現状の安全基準に加え、子供に対する安全対策についても業界として定める。製品の安全基準への適合については、現状のとおり、自主的に検査機関の検査を受け、業界が定めたマークを付して、業界の自主的な取組で安全性の確保を図る（法令による強制力は持たない）。

⁶ 社団法人日本喫煙具協会からの聴取による。

⁷ 業界団体等メーカー団体等からの聴取による。

(ii) 業界の広報強化

ライターの世界では、これまで年間約0.2億円⁸の広報活動費を計上してライターによる事故防止のための注意喚起等の広報活動を実施している。この広報活動をより強化・拡大して、消費者側がより安全にライターを使用するように促していく。

① 製造・輸入事業者の負担

(i) 業界の自主的な取組の拡大

業界で定めた技術基準に従う事業者は、開発費（製品の設計変更等）、検査費等が新たに必要となる。しかし、あくまで自主的な取り組みに任せ、全事業者で対応が行われるとは限らないため、最大限で市場の約5割を占める業界団体会員が全て対策を進めると仮定し（業界加盟企業の取組は期待できるが非加盟企業の協力は期待できないため。）、約5億円必要と考える（回収経費は3年間で同様）。その場合、業界全体で、約1.7億円／年の負担費用が必要となると推定される。

(ii) 業界の広報強化

今後、業界団体として、現状約0.2億円／年の広報予算を倍増（約0.4億円／年）することにより、消費者が、ライターを正しく使用できるよう、積極的な広報を行うこととする。追加負担額は、約0.2億円／年。

② 行政の負担

なし。

③ 消費者の負担

(i) 業界の自主的な取組の拡大

直接的な負担は発生しないが、間接的な影響として、製造・輸入事業者が行う開発費（製品の設計変更等）及び検査費等に係る費用が、将来的に、製品価格として転嫁される可能性がある。

(ii) 業界の広報強化

具体的な費用負担はないが、ライター自体に安全対策が施されないため、業界が広報する情報を捕捉・理解し、消費者側でより安全にライターを使用する意識が求められる。

④ 負担総額

以上、関係者への負担；約1.9億円／年

⁸ 社団法人日本喫煙具協会からの聴取による。

7. 規制の便益

ライターによる火災のうち、5歳未満の子供の火遊びによるものが全国で年間500件程度発生していると想定されるが、今回の改正案あるいは代替案では、その火災による被害（物質的、人的）を減少させる便益が期待される。

まず、5歳未満の子供のライター火遊びが原因の事故発生件数が減少すると、火災による年間の物質的な損害額（建物等損害額として年間0.7億円⁹と推定）が減少する。

さらに、5歳未満の子供のライター火遊びが原因の火災による年間死亡者は、全国で約3名¹⁰と想定されることから、1名当たり約2.6億円¹¹の損害額と仮定すると、 $2.6 \text{ 億円} \times 3 \text{ 人} / \text{年} = 7.8 \text{ 億円} / \text{年}$ の人身損害額が発生していることになるが、この減少にも寄与する。

改正案では、今後、5歳未満の子供のライター火遊びが原因の火災は、概ね防ぐことができる予想されることから、これらの損害額について大きく減少させることが期待できる。一方、代替案では、いずれの案でも、改正案に比べて限定的な効果しかない予想されることから、依然として損害額が残ることになる。

(1) 【改正案】

①ライター技術基準への適合による便益

消防白書の資料によると「マッチ・ライター」を出火原因とする損害額は8.2億円、半数をライター起因と仮定し、更に損害額のうち建物消失に関する割合、ISO基準を満たしていないために起こった製品事故の割合を考慮すると、ISO基準を満たすことで、1.2億円¹²の損害額の減少可能性が考えられる。

②チャイルドレジスタンス機能の追加による便益

現状に比べて、5歳未満の子供のライター火遊びによる火災が85%減少するものと仮定する（幼児対策ライターが5歳未満の子供の85%¹³が着火できないもので

⁹ 平成21年版「消防白書」附属資料5の火遊びによる損害額から試算。

火遊びによる損害額約13.4億円のうち、建物の損失を出火件数で按分（=火遊びによる建物火災件数/火遊びによる火災件数=724件/1813件）し、そのうち約2/3（表1）がライターによるものとし、5才未満の事故件数の割合（98件/511件 表4より）を乗じて試算。

¹⁰ 東京消防庁管内における火遊びによる火災の実態について（平成22年2月）の行為年齢5歳未満の死者数3名（10年間）をベースに、東京と全国の人口比から全国では、約10倍の事故（死者数30名）が発生と仮定。ただし、10年間のデータのため、全国での年間死者数は、3名とした。

¹¹ 人命価値の計算については内閣府「交通事故の被害・損失の経済分析に関する調査研究結果について」（平成19年3月）参照

¹² 建物の損失を出火件数で按分（=マッチ・ライターによる建物火災件数/マッチ・ライターによる火災件数=465件/969件）し、そのうち、製品に起因する事故は63%（NITE「ライターによる事故の防止について（注意喚起）」（平成22年4月13日付け）による）であるため、 $8.2 \text{ 億円} \times 0.5 \times 0.48 \times 0.63 = 1.2 \text{ 億円}$ と試算。

¹³ 米国（消費者製品安全委員会:CPSC）・EU（欧州委員会）においては、同様の規制を実施しており、ライター販売等を行うには4歳前後の幼児の85%が点火できないことが条件となっているため。

あるため)。

- (i) 5歳未満の子供のライター火遊びが原因による消費者の建物損害額が0.7億円/年から0.1億円/年に減少する。
- (ii) 5歳未満の子供のライター火遊びが原因による消費者の死亡損害額が7.8億円/年から1.2億円/年に減少する。
- (iii) 現状と比べ改正案を実施することによる便益は、措置改正後の損害額の差額として、すなわち、改正前の年間損害予想額8.5億円(0.7億円+7.8億円)から改正後の被害予想額1.3億円(0.1億円+1.2億円)を減じた結果の年間7.2億円と推定する。

(2) 【代替案】

●代替案

(i) 業界の自主的な取組の拡大

改正案と同様に試算を行い、5歳未満の子供のライター火遊びによる火災が半減(42.5%)¹⁴するものと仮定すると、

- ① 5歳未満の子供のライター火遊びが原因による消費者の建物損害額が0.7億円/年から0.4億円/年に減少する。
- ② 5歳未満の子供のライター火遊びが原因による消費者の死亡損害額が7.8億円/年から4.5億円/年に減少する。
- ③ 現状と比べ改正案を実施することによる便益は、措置改正後の損害額の差額として、すなわち、改正前の年間損害予想額8.5億円(0.7億円+7.8億円)から改正後の被害予想額4.9億円(0.4億円+4.5億円)を減じた結果の年間3.6億円と推定する。

(ii) 業界の広報強化

改正案と同様に試算を行い、5歳未満の子供のライター火遊びによる火災が微減(10%)¹⁵するものと仮定すると、

- ① 5歳未満の子供のライター火遊びが原因による消費者の建物損害額が0.7億円/年から0.6億円/年に減少する。
- ② 5歳未満の子供のライター火遊びが原因による消費者の死亡損害額が7.8億円/年から7.0億円/年に減少する。
- ③ 現状と比べ改正案を実施することによる便益は、措置改正後の損害額の差額として、すなわち、改正前の年間損害予想額8.5億円(0.7億円+7.8億

¹⁴ 業界団体の会員のカバー率が50%であるため、改正案の半分の効果があると仮定。

¹⁵ 広報による周知は、法令による製品安全規制と一体となって大きく効果が現れるものであり、自主基準のみと合わせて行う場合の効果は限定的。また、子供のライター遊びによる火災については既に広く認知されている(ある調査では7割以上(「ライターに関する実態調査」http://www.surece.co.jp/src/research/mobile/pdf/jishu_55.pdf)とされている)ため広報活動の効果は非常に限定的と想定し、減少率は1割と仮定。なお、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象製品追加(家庭用のガスこんろ)に係る事前評価書においても、広報活動の強化による火災減少率は1割と仮定。

円) から改正後の被害予想額 7. 6 億円 (0. 6 億円 + 7. 0 億円) を減じた結果の年間 0. 9 億円と推定する。

8. 政策評価の結果

【各選択肢の費用便益分析（費用、便益、純・便益）の結果】

	(費用)	(便益)	(純・便益)
改正案（義務付け）	: ▲ 3. 3 億円	+ 8. 4 億円	= 5. 1 億円／年
代替案	: ▲ 1. 9 億円	+ 4. 5 億円	= 2. 6 億円／年

【各選択肢の評価】

子供に対するライターの安全対策としては、今回の改正案のようにライターの基本規格と幼児対策を義務付けする措置の他、業界団体による消費者への注意喚起の更なる強化、業界の自主的な統一基準を策定する取組などが、手段として考えられる。

消費者への注意喚起の更なる強化については、子供の火遊びという観点から、大人（親）や子供へ火の取り扱いの正しい使用方法などの周知徹底について積極的に取り組んでいくことが重要であるが、製品の安全性との両面で高い効果をもたらすものであることから、広報活動の強化によって消費者に安全を求めていく案では、事故防止の効果は限定的といえる。

また、統一的な自主基準の策定については、業界団体のカバー率が 50% ということもあり、業界全体でどこまで開発費用を計上して必要な対策をすることが可能かは不明であるといえ、その結果、十分な事故の減少は担保できず、子供のライター火遊び事故による損害・負担が残ることになる。

一方、改正案では、業界団体に加盟していない事業者も全て対象となることから、今後、我が国において販売される規制対象ライターはすべて基本規格と幼児対策を施したものになり、子供のライター火遊び事故による損害・負担の軽減が図れる。

さらに、現状分析及び各種仮定の上に試算した費用効果分析の試算結果を見ると、改正案では、他の代替案に比べて、実施に要する費用は最も多くなるものの、火災事故が大きく減少するため便益の額も大きくなっている。また、その差として表れる「純・便益」でも、業界の自主的な取組の拡大（広報強化・自主基準の策定）による案より、改正案の方が大きくなっている。

これらの結果をまとめると、代替案に比べ、より多くの事故を防止でき、また社会全体としても大きな効用が見込まれる改正案を選択することが妥当である。

9. 有識者の見解その他の関連事項

平成 21 年 12 月に経済産業大臣が消費経済審議会に諮問をし、付託を受けた同審議会製品安全部会において検討を開始。同部会にライターワーキンググループを

設置し、規制の在り方について検討（5回）を行い、とりまとめ案を報告。平成22年6月の同部会において「ライター」についての法的規制の必要性について、審議がなされ、規制強化が必要との結論に至った。

10. レビューを行う時期又は条件

制度開始以降に出荷された「ライター」が流通して5年が経過した時期。

11. 備考

今回、規制の事前評価を行うにあたり、規制の導入による事故1件当たりの費用対効果で便宜上相対比較することとした。したがって、本評価書で試算している数値はあくまでも試算上仮定している数値であることに留意する必要がある。